

コンテナ・トレーラーハウスの Q&A

Q1 コンテナを置くだけで、土地に定着させなければ建築物じゃないですよね？

A 一定の場所で継続して使用するものは、土地に定着していることとなり、建築物に該当します。このため、基礎を設ける必要があります。

Q4 中古コンテナを倉庫として設置したいのですが、問題がありますか？

A 腐食などの品質上の問題がないもので、法律で定められた安全性が確保されたコンテナであれば設置することができます。

Q2 コンテナをコンクリートブロックに置いて使用したいと考えています。

A コンクリートブロックに置いただけではいけません。コンクリートの基礎に固定するなど、安全上問題のないものとしてください。

Q5 自宅の敷地内に、10㎡以内のコンテナを増築する場合、建築基準法はかからないと考えてよいですか？

A 防火地域や準防火地域に該当しない10㎡以下の増築は確認申請の手続きは必要ありませんが、建築基準法が適用されない訳ではありません。法律に適した建築物としてください。

Q3 トレーラーハウスは建築物となりますか？

A 随時かつ任意に移動ができる場合は（車検を受けているなど）建築物ではありません。給排水やガスなどの設備を設ける場合は、工具を使わずに取り外すことができる簡易な着脱式とする必要があります。

Q6 都市計画区域外ではコンテナやトレーラーハウスを自由に設置してもよいですか？

A 都市計画区域外でも、建築基準法に適した建築物とする必要があります。また、コンテナを積み重ねた場合など、一定規模を超えると確認申請の手続きが必要となる場合があります。